留 意 事 項

Ⅰ　工賃実績の報告について

１　対象事業所

就労継続支援事業所【Ａ型（非雇用型）・Ｂ型】
「非雇用型」に該当しないＡ型事業所は、「Ａ型（雇用型）」の賃金実績報告書を提出ください。

※　指定基準においては、雇用契約に基づいて支払われるものを「**賃金**」（就労継続支援Ａ型事業所の大部分）とし、雇用契約によらずに支払われるものを「**工賃**」（就労継続支援Ａ型事業所の一部及び就労継続支援Ｂ型事業所）としています。

２　工賃の範囲

工賃、給与、手当、賞与その他名称を問わず、事業者が利用者に支払うすべてのものをいいます。

※　手取り額ではなく、工賃として支払った総額を記載してください。

３　工賃実績の算定方法

令和７（2025）年度中（令和７年４月１日から令和８年３月 31 日）の利用者の就労実績に応じて支払われた工賃の平均月額及び平均時間額を算定してください。
なお、月の途中で利用開始又は終了した者の当該月の工賃については、算定から除外してください。

（１）月給の場合　　工賃支払総額　÷　開所日１日当たりの平均利用者数　÷　年間開所月数

（２）時給の場合　　賃金支払総額　÷　時間ごとの支払対象者の延べ人数（就労総時間）

４　主たる事業所・従たる事業所の取扱

主たる事業所と従たる事業所が分かれている場合は、主たる事業所の報告書に従たる事業所を含めて計上してください。

５　多機能型事業所の取扱

多機能型事業所において複数の障害福祉サ-ビスを提供している場合は、就労継続支援事業（Ｂ型）又は非雇用型の就労継続支援事業（Ａ型）の利用者に係る工賃実績のみ報告してください。
なお、報告対象でないサービス（就労移行支援事業、生活介護等）については計上不要です。

６　新規指定事業所の取扱

年度の途中で新たに指定された事業所については、指定月から年度末までの間の工賃実績について報告してください。

７　根拠通知

平成 19 年４月２日障障発第 0402001 号（最終改正：令和７年３月 31 日障障発 0331 第２号）厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知「就労移行支援事業、就労継続支援事業（Ａ型、Ｂ型）における留意事項について」

Ⅱ　賃金実績の報告について

１　対象事業所

就労継続支援事業所【Ａ型（雇用型）】

就労継続支援Ａ型事業所については、「雇用型（賃金）」と「非雇用型（工賃）」に分けて報告してください。

※　「非雇用型（工賃）」については、別途**工賃実績報告書**を提出ください。

２　賃金の範囲

賃金、給与、手当、賞与その他名称を問わず、事業者が利用者に支払うすべてのものをいいます。

※　手取り額ではなく、賃金として支払った総額を記載してください。

３　賃金実績の算定方法

令和７（2025）年度中（令和７年４月１日から令和８年３月 31 日）の利用者の就労実績に応じて支払われた賃金の平均額を、実際の支払方法（月給・日給・時給の中から選択）により算定してください。

なお、月の途中で利用開始又は終了した者の当該月の賃金については、算定から除外してください。

（１）月給の場合　　賃金支払総額 ÷ 各月毎の支払対象者の総数

（２）日給の場合　　賃金支払総額 ÷ 日ごとの支払対象者の延べ人数（就労総日数）

（３）時給の場合　　賃金支払総額 ÷ 時間ごとの支払対象者の延べ人数（就労総時間）

４　主たる事業所・従たる事業所の取扱

主たる事業所と従たる事業所が分かれている場合は、主たる事業所の報告書に従たる事業所を含めて計上してください。

５　多機能型事業所の取扱

多機能型事業所において複数の障害福祉サービスを提供している場合は、就労継続支援事業（A型）の利用者に係る賃金実績のみ報告してください。

なお、報告対象でないサービス（就労移行支援事業、生活介護等）については計上不要です。

６　新規指定事業所の取扱

年度の途中で新たに指定された事業所については、指定月から年度末までの間の賃金実績について報告してください。

７　根拠通知

平成 19 年４月２日障障発第 0402001 号（最終改正：令和７年３月 31 日障障発 0331 第２号）厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知「就労移行支援事業、就労継続支援事業（A型、B型）における留意事項について」